

令和3年度 事業計画書

社会福祉法人
神崎町社会福祉協議会

I 基本理念

社会福祉法では、「個人の尊厳の保持」「福祉サービスの利用者の自立支援」「個人の選択に基づく福祉」とともに、第4条に「地域福祉の推進」を基本理念として位置付けており、地域福祉の目的を、福祉サービスを必要とする地域住民が「地域社会の一員として日常生活を営むこと」「社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加できること」としています。このため、本会の基本理念にもとづき、下記を本会の事業計画の基本理念といたします。

－ 神崎町社協の基本理念 －

「だれもが安心して暮らせ、支えあいにより、

自立した生活がおくれる福祉のまち神崎」

II 基本目標

地域住民の誰もが人として尊厳を保持し、自立して地域社会で暮らしていくことが可能となるべく、福祉サービスの提供だけでなく、各種のサービスの組み合わせ、インフォーマルな活動、福祉意識の向上、環境、制度整備を進め、地域における「福祉の総合化」「地域福祉を向上させること」を目標とします。

III 事業方針

少子超高齢化社会による、地域社会や家族の変化において高齢者の置かれている状況やライフスタイルは大きく変化しており、65歳以上の高齢者がいる世帯のうち、単身高齢者と高齢者夫婦のみの世帯が増え身近なところで家族からの支援を受けることが難しい人々が増加しています。

また、地震や大雨による大規模な自然災害が相次いで発生する中で、災害時に支援が必要な人の支援体制の強化が求められているほか、新型コロナウイルス感染禍での生活において様々な課題を抱える生活困窮者への支援は、急務な課題であります。

このような状況下の中で、福祉分野の上位計画である「神崎町地域福祉計画」を柱に「神崎町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」等の計画をふまえ、地域福祉を推進する中心的な専門機関として、地域住民の暮らしを応援していきます。

本会の活動は、行政をはじめ地区社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会をはじめ他の機関・団体との連携のもと、同じ地域社会に暮らす住民とともに、生活のしにくさを持つ人

を発見し、地域の中でその課題を話し合い、解決に向け協力し合える関係をつくることにこそ、地域福祉活動の本質と考えます。

活動としては、引き続き福祉の整備が遅れた支援の手の届きにくい分野の福祉向上を図るものとし、行政や他機関では取組むことが困難な課題に対し、相談支援を行うとともに、常に「福祉サービスを必要とする住民」の気持ちに寄り添いながら、解決のために必要な事業の企画にあたり、生活支援体制整備事業を受託し、心をもって対応できるよう、一歩進んだ形の地域福祉に取り組むことといたします。

一方、小地域においては、地区社会福祉協議会が行う住民による地域での支えあい活動などへ支援と、各小中学校と連携しつつ福祉教育の推進を図ります。

この他にも、2年目となる「わくわく西の城」の指定管理者として新型コロナウイルス感染対策を実施し、「町民サービスの向上による利用促進と利便性の向上」と「施設管理における適切な維持管理」に努め、これらの目的を達成することを基本として公の施設の管理運営を行います。

IV 重点事項

1 会の運営

本会は民間団体として主体的な経営判断を行い、かつ地域に開かれた組織体制を確立し、公共性と民間性をあわせもつ地域福祉をすすめる団体として、地域住民から信頼される組織づくりを目指します。

法人として、安定した運営を目指すうえでの業務の効率化を進めつつ、経営事業における経費の削減や、職員の適切な配置による費用対効果に着目した財源確保に努めるとともに、町補助金の有効かつ適切な活用により、地域福祉活動に従事する職員を配置し、神崎町における地域福祉の向上に向け活動、事業を行います。

なお、活動や各種事業は、事業執行に責任を負う理事会にて協議し意思決定を行い、事業等を実施いたします。

また、地域の総意をもって包括的に地域福祉を推進するため評議員による重要事項の決定は元より、その意見を反映させ、住民の参画や協力を得る仕組みをつくるとともに、事業におけるリスク管理及び法令遵守において、各種専門職等の連携体制を強化いたします。

- (1) 社会福祉法人制度改革が行われる中で、地域に開かれた組織として、運営の透明性と中立性、公正性の確保を図るとともに情報公開等により説明責任を果たします。
- (2) 事業における、リスク管理及び法令遵守において、各種専門職等の連携体制を強化いたします。
- (3) 事業の展開にあたっては、住民参加の徹底を図ります。
- (4) 事業効果を確保しつつ、経営事業における経費の削減や、職員の適切な配置による費用対効果に着目した財源確保に努めます。
- (5) 町補助金の有効かつ適切な活用により、地域福祉活動に従事する職員を配置し、神崎町における地域福祉の向上に向け活動、事業を行います
- (6) 就労に関する諸規定（職員給与規程）の見直しについて、職員の就労状況及び意見をふまえつつ

専門家と協議し行います。

2 介護保険サービス事業経営の改善と質の高いサービス提供の実施

老々介護など、家族における介護負担の変化が著しくある中で、利用者の立場に立った「個別ケア」への取組みを見直しするとともに、このことによる良質なサービス提供と充足率の強化により、安定した経営が行われるよう専門家の助言をふまえ努力いたします。また、経営における経費の削減や、職員の適切な配置による費用対効果に着目した財源確保に努めます。

- (1) リハビリデイ“West”（短時間通所介護事業）において、若年要支援者等へのサービスに注目した介護サービスについて、個人が取り組みやすい運動により、介護の重度化を抑制し、身体機能の維持向上に努めます。
- (2) 介護保険サービス3事業において、つながりのある介護サービスを提供し、在宅における個別支援（在宅でがんばってみる・地域で暮らすことの実現化）を図るとともに、介護者の負担軽減をふまえて営業日拡大に向けた検討を行います。
- (3) 本会で実施する在宅福祉サービスと介護保険サービスの一体的提供について、関係職員等における勉強会を実施し検討いたします。
- (4) 地域包括支援センターとの連携体制を整備します。

3 在宅福祉における、介護保険以外のサービス

高齢者、障害者における公的サービスは整うと同時に身近になり、サービス提供されているが、しかし、現代は家族機能の脆弱化により「自助」の基盤が弱く、生活課題は複雑・多様化しています。

この生活課題は、公的な制度・サービスでは対応困難なことが多くあることから、受託事業である生活支援体制整備事業において、生活支援コーディネーターを中心とし家族形態の変化による複雑多様化するニーズの解決に向けた、一歩進んだ形の支援体制の整備について検討を進め、具現化できるように努めます。

また、地域における運動の習慣化を目的とした高齢者健康増進活動（「トレーニングスタジオWest」）を令和2年度より、本会で指定管理することとなった「わくわく西の城」の自主事業である健康増進事業へと移行し実施しています。

4 地域活動の基盤整備

町と協議し、町民の、地域活動への入り口を整え、コミュニケーションによって人と人との間につながりをつくることで連帯感を促し、「共助」（支え合い）の意義の確立を図ります。

町民の方が、やりがいを感じる活動の入り口は、たくさんあり、町民の方がニーズに気づき、やれること、やりたいことをベースに、いかに、その活動を通じて次の生活課題を見つけて展開していくような流れをつくるのが、地域活動の意義であり社会福祉協議会の役割と考えます。

また、地域における福祉活動における「ボランティア」の意義は大きく、この基盤を整備することが、災害時などにおける支援が円滑に進む方策と考え、神崎町と連携しボランティアの支援体制の強化を図ります。

- (1) 地域における住民活動等の情報収集と、情報提供ができる体制を整備します。

- (2) 新型コロナウイルス感染予防対策を実施し、学童保育所の受託により子育て支援について、必要な活動を検討いたします。
- (3) 従来からの地域福祉推進活動（いきいきサロン活動等）について、地域性に配慮するなかで、柔軟に対応できるよう体制を整備します。
- (4) 生活困窮者に対する、食品寄贈活動「フードバンク「ちば」」へ協力いたします。
- (5) 新型コロナウイルス感染禍における生活困窮者の相談業務を適切に行うとともに、福祉資金貸付の進達業務にあっても速やかに行います。

5 「わくわく西の城」指定管理

新型コロナウイルス感染の収束が見えないなかで、感染予防対策を実施しつつ指定管理者制度の目的を理解し、「わくわく西の城」の指定管理者として「町民サービスの向上による利用促進と利便性の向上」と「施設管理における適切な維持管理」に努めるとともに、これらの目的を達成するために、以下の考え方を基本として公の施設の管理運営を行います。

1. 施策・事業目的、施設の設置目的の理解

指定管理制度は、町の施策や事業目的をより効果的・効率的に達成するための事業手法であり、指定管理者は、町の施策・事業目的、施設の設置目的を十分に理解し、新型コロナウイルス感染予防対策を実施しつつ、神崎町の地域振興・活性化の一端を担う事業を行い、地域住民の生涯学習及び交流の場を提供し、生涯学習活動を総合的に支援いたします。

また、高齢社会における健康づくりについて、「トレーニングスタジオ“West”」の運営により介護予防を含めた各種運動教室を開催し、施設の設置目的を十分認識した上で、管理運営を遂行いたします。

2. 継続的な改善

公の施設の管理運営にあたっては、町民サービス向上のための努力を継続することが重要と考え、平成2年の法人化より地域福祉活動、ボランティア活動を推進し実践してきた実績と多数のノウハウを生かすとともに利用者のニーズを検証しつつ、常に管理運営の継続的改善を図ります。

3. 適切なパートナーシップの構築

本会は、指定管理者制度の効果を最大限発揮できるよう神崎町との適切なパートナーシップを構築し、信頼関係のもと連携して町民サービスの向上を図ります。

また、各事業及び活動が総合的に実施され、施設の管理運営を適切に行います。

4. 災害時における対応

本施設が、避難所として開放される場合は神崎町災害対策本部の指示により避難者の受け入れについて対応いたします。また、本会にて設置が予想される災害ボランティアセンター機能について本施設の活用を図ります。

V 実施事項

1. 地域福祉活動推進事業

事業名	目的・概要	主な実施事項
法人運営 ※新型コロナウイルス感染状況をふまえ、会議の開催を検討します。	○円滑・適正な運営のため計画立案及びその進捗状況の管理を行う。また、組織・事業・経営を評価しながら効率的かつ効果的な運営を図る。 ○社会福祉関係情報の提供と本会事業の紹介などにより、地域福祉活動と本会への理解と協力を得るため実施する。	○組織運営事業 ① 理事会の開催 ② 評議員会及び定時評議員会の開催 ③ 評議員選任・解任委員会の開催 ④ 理事勉強会 ⑤ 監事監査の実施 ⑥ 内部監査の実施（年4回） ⑦ 職員業務調整会議（月1回） ⑧ 税理士の指導により適切な財務管理を行います ⑨ 社会労務士の指導により就労体制の整理及び体制の見直しを行います。 ○法人管理 会員の増強 普通会費 1世帯 1,000円 賛助会費 1口 2,000円 法人会費 1口 5,000円 ○調査・研究・企画・広報事業 ① 企画・広報事業 広報紙「ふれあい」の発行（年4回） ② ホームページの管理運営と充実 ③ イメージキャラクター「ふくちゃん」の有効活用
地域福祉活動推進事業 ※新型コロナウイルス感染状況をふまえ、事業の実施及び支援を行います。	○誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを目的に、地域活動の活性化と住民参加と協働によるコミュニティ活動の推進を図ります。	○安否確認事業 認知症徘徊高齢者模擬搜索訓練の実施 ○いきいきサロン活動の推進 ○福祉活動団体支援事業 ・福祉団体及び福祉教育推進校への助成 ○地域ぐるみ福祉ネットワーク事業 地区社協活動（二地区）の支援 ○県指定による福祉教育推進校への支援
ボランティア活動支援事業 ※新型コロナウイルス感染状況をふまえ、事業の実施及び支援を行います。	○ボランティア活動の充実と制度外ニーズへの対応を図ります。	○ボランティア連絡協議会の運営 ○ボランティア養成事業 ○ボランティアコディネート活動 ○ボランティア保険加入と受付 ○フードバンク活動への協力

事業名	目的・概要	主な実施事項
		○わくわく体験塾の実施（児童のボランティア体験講座）
共同募金運動	○赤い羽根募金として住民に多様な民間の社会福祉活動の必要性を理解いただけるよう、運動に協力するとともに、配分金を活用し、地域福祉の推進を図ります。	○赤い羽根共同募金運動の実施と周知活動 ○ボランティア団体への助成 ○障害者（児）交流事業 ① プラザ花壇整備 ② 特別支援学校「もちつき大会」協力 ○歳末たすけあい活動
生活福祉資金貸付事業 ※新型コロナウイルス感染対策における貸付事業については、常に状況が変化しているため、適切な相談及び進達業務を行います。	○一時的な生活困窮世帯等の経済的自立と安定した生活の維持を図ります。	○小口資金貸付事業（県社協委託） ○生活福祉資金貸付事業（県社協委託） ○臨時特例つなぎ資金貸付事業（県社協委託） ○福祉資金貸付事業（本会独自の貸付制度） ○償還指導と滞納世帯への対応
学童保育所事業 ※新型コロナウイルス感染対策により、4月1日～8月末までは、わくわく西の城にて開所いたします。	○町において設置されている学童保育所の運営について受託し、今後に必要なとされる子育て支援について検討いたします。	○運営の受託において、「一人ひとりの児童が、学童保育を毎日の生活場」として、受け止め、よりどころとして実感ができる支援に努めるほか、保護者の働きながらの子育てを支援いたします。

2. 在宅福祉サービス事業

事業名	目的・概要	主な実施事項
<p>在宅福祉サービス事業</p> <p>※新型コロナウイルス感染状況をふまえ、事業の実施及び支援を行います。</p>	<p>○複雑・多様化する生活課題は、公的な制度・サービスでは対応困難なことが多くあることから、変化する家族形態を支える体制を地域性に応じて地域でつくっていくことが必要であり、弾力性がある一歩進んだ形の支援体制の整備について検討を進め、具現化できるように努めます。</p> <p>○高齢者のケアにあっては、医療や介護が中心で、予防に対する活動が不足していることから、高齢者の関心事である「健康維持」・「健康増進」について、地域における運動の習慣化を推進するなかで、介護予防事業及び地域支援事業について参画し推進いたします。</p> <p>○高齢者や障害者が地域で自立した生活を送れるよう、日常的な金銭管理や福祉サービスの利用援助などを行う他、相談支援や成年後見人制度の移行支援も行います</p>	<p>○在宅福祉サービス事業</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 配食サービス事業 ② 日常生活用具貸付事業 ③ 生活支援サービス事業 <ul style="list-style-type: none"> ・介護保険外訪問介護サービス ④ 徘徊高齢者等支援サービス事業 ⑤ 移送サービス事業 ⑥ 福祉車両貸出事業 ⑦ 買い物支援（帰宅支援）事業 <p>○生きがいづくり事業 ソフ・ランCLUB事業</p> <p>○介護予防・日常生活支援事業</p> <ol style="list-style-type: none"> ① ミニデイサービス ② 地域支援事業 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防普及啓発事業（町委託） 元気あっぷ教室の開催 ・運動機能向上教室の開催（町委託） ・生活支援体制整備事業（町委託） 生活支援コーディネーター業務 生活支援体制整備推進協議体の運営 <p>○福祉サービス利用者援助事業 日常生活自立支援事業（県社協委託）</p>

3. 介護・障害福祉サービス事業

事業名	目的・概要	主な実施事項
<p>介護保険サービス事業</p> <p>※新型コロナウイルス感染状況をふまえ、事業の実施及び支援を行います。</p>	<p>○介護保険制度に基づく訪問介護サービス（居宅介護等事業）を適正に実施するとともに、良質なサービス提供により充足率を高め、安定した経営が行われるよう、専門家の助言をふまえ努力いたします。</p> <p>○介護保険制度に基づく通所介護サービスを適切に実施するとともに、利用者の立場に立った「個別ケア」への取り組みを見直す事や、専門職における機能訓練を強化し、良質なサービス提供により充足率を高め、安定した経営が行われるよう、専門家の助言をふまえ努力いたします。</p> <p>○介護保険制度における居宅介護支援事業を法令及び契約に基づき適切に実施いたします。</p>	<p>○指定訪問介護（居宅介護等事業）事業の実施</p> <p>① 訪問介護サービス</p> <p>② 介護予防訪問介護相当サービス（総合支援事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者宅による食事・排泄・家事等の日常生活援助と介助の有する日常行為の援助 ・利用者または家族等の相談援助業務 ・苦情解決処理体制の確立（顧問弁護士の配置） <p>○指定通所介護事業の実施</p> <p>① 通所介護サービス</p> <p>② 介護予防通所介護相当サービス（総合支援事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた日常生活が営めるよう、通所における「個別ケア」にて支援いたします。 ・利用者の機能向上に向けた、介護予防運動に特化した短時間型の通所介護サービスを専門的に実施します。 ・利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能維持並びに利用者家族の身体的、精神的負担の軽減を図ります。 ・利用者または家族等の相談援助業務 ・苦情解決処理体制の確立（顧問弁護士の配置） <p>○指定居宅介護支援事業の実施</p> <p>① 居宅介護支援事業</p> <p>② 介護予防支援業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護支援専門員による、利用者の身体状況、生活状況及び家族の介護支援状況に配慮したマネジメントにより居宅サービ

事業名	目的・概要	主な実施事項
		ス計画及び介護予防居宅サービス計画を作成し、利用者が居宅において日常生活が出来るよう支援いたします。
障害福祉サービス事業 ※新型コロナウイルス感染症状況をふまえ、事業の実施及び支援を行います。	○障害者総合支援法に基づく居宅介護及び重度訪問介護を適正に実施するとともに、良質なサービス提供により充足率を高め、安定した経営が行われるよう、専門家の助言をふまえ努力いたします。	○居宅介護及び重度訪問介護事業の実施 ① 居宅介護サービス ② 重度訪問介護 ・利用者宅による食事・排泄・家事等の日常生活援助と介助の有する日常行為の援助 ・重度訪問介護にあっては、外出時における移動中の介助 ・利用者または家族等の相談援助業務 ・苦情解決処理体制の確立（顧問弁護士の配置）

4. 「わくわく西の城」指定管理業務

業務の範囲	業務の内容
施設等の管理運営に関する業務 ※新型コロナウイルス感染症予防対策については常に実施いたします。	①施設設備等の維持管理（保守点検含む）、補修、環境整備に関すること。 ②施設使用の許可、制限、取消等に関すること。 ③使用料等の収受、減免、還付に関すること。 ④使用者へのサービス提供に関すること。 ⑤常用使用許可団体等との連絡調整（連絡調整会議） ⑥神崎町との連絡調整に関すること。
施設の目的を達成するために必要な業務（自主事業） ※新型コロナウイルス感染症予防対策については常に実施いたします。	①地域振興・活性化に関すること。 ・味噌づくり講座の開催（生涯学習事業とし実施） ②地域情報の発信等に関すること。 ・社協HP及び社協広報紙等で活動などの紹介 ③生涯学習事業等の企画・実践、情報提供に関すること。 ・そば打ち教室の開催 ・味噌づくり講座の開催 ④地域の歴史、文化財等の啓蒙普及に関すること。 ・こうざき歴史散歩 ⑤地域福祉の増進に関すること。 ・健康増進事業として、「トレーニングスタジオ West」の運営 ・ボランティア活動のフリースペースの提供 ・災害ボランティア講座の開催

5. その他の活動

活動名	目的・概要	主な実施事項
赤十字社活動の協力 ※新型コロナウイルス感染状況をふまえ、事業の実施及び支援を行います。	○赤十字の原則（「人道・公平・中立・独立・奉仕・単一・世界性」という7つの普遍的な原則）による各種活動に対して、神崎町分区事務局として支援を行います。	① 赤十字社社費の募集 ② 災害時における物資の配布 ③ 被災地への義援金募集にかかる周知活動と支援 ④ 赤十字奉仕団への支援
福祉団体及び当事者団体等の支援 ※新型コロナウイルス感染状況をふまえ、事業の実施及び支援を行います。	○団体の事務局として、会議の開催及び事業の企画・運営等を支援するとともに、各会員との連絡調整業務を行います。	○福祉団体の支援 神崎介護保険サービス事業所連絡会 ○当事者団体の支援 ① 老人クラブ連合会 ② 母子寡婦福祉会 ③ 手をつなぐ親の会